

保護者の皆さまへ 令和7年度4月入所申し込みにあたってのお願い

①「保育の必要性を証明する書類」は、下記の該当する書類を提出してください。

（児童の父母分が必要です）※きょうだい児の現況届で提出している場合は不要です。

※『就労証明書』のみを添付しましたが、その他の申請書類が必要な場合は、子ども課子ども支援班へお申し出ください。申請書類様式・記入例は、町ホームページからダウンロードできます。

保育の必要性	該当する書類
就労中または育児休業から復職予定の場合	『就労証明書』
求職活動の場合	『求職活動申出書』
起業を準備している場合	『起業準備状況申告書』
妊娠出産の場合	『母子健康手帳の氏名欄・出産予定日・出産日が確認できるページの写し』
同居親族の介護・看護の場合	『介護・看護状況申告書』及び 『介護・看護を必要とする理由や期間が記載されているもの（医師の診断書など）』 『障害者手帳の写し』
就学の場合	『在学証明書の写し』『カリキュラム等の写し』
疾病・負傷・障がいの場合	『医師の診断書（保育を必要とする理由や期間が記載されているもの）』 『障害者手帳の写し（氏名及び障害の程度が確認できるページ）』
その他	下記まで問い合わせください

②「求職活動や起業準備」で申し込みされた方へ

就労先等が決定した際は速やかに『就労証明書』を提出してください（**認定期間は認定開始日から最長90日間です。**）

③「育児休業から復職予定」で申し込みされた方へ

令和7年5月中に復職をお願いします。

④利用時間について

「保育の必要性」に応じて、利用できる時間が決まります。

保育必要量	保育の必要性	利用時間
8時間保育 （保育短時間）	父母のどちらかが64～120時間未満の就労、求職活動、育児休業中	町立・小規模保育施設ともに 8：30～16：30
11時間保育 （保育標準時間）	父母ともに120時間以上勤務、 妊娠・出産、疾病、介護、就学など	【町立】7：00～18：00 【小規模】7：30～18：30

※詳細は町ホームページで確認か、下記までお問い合わせください。

⑤その他

○期間内に全ての書類を提出されない場合、入所（園）の優先順位が下がります。

○申し込み内容に不正があった場合、保育施設の利用はできません。

○申し込み状況によっては、第1希望以外の施設をご案内する場合があります。

○入所の決定通知は、令和7年1月上旬ごろ発送予定です。入所（園）できない場合も通知します。

○入所が決定した場合、入所後3週間程「慣らし保育」を行います。

※「慣らし保育」とは、お子さんが新しい環境に慣れるために、通常の保育時間を短縮して行う期間をいいます。